

---

相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

# 第13回：配偶者が財産の多くを 相続したときの留意点

---

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

# 1. 配偶者の税額軽減

配偶者の税額軽減は、  
大きな税額の軽減があるな

1億6千万円までの財産なら  
全て配偶者が  
相続した方がいい…？

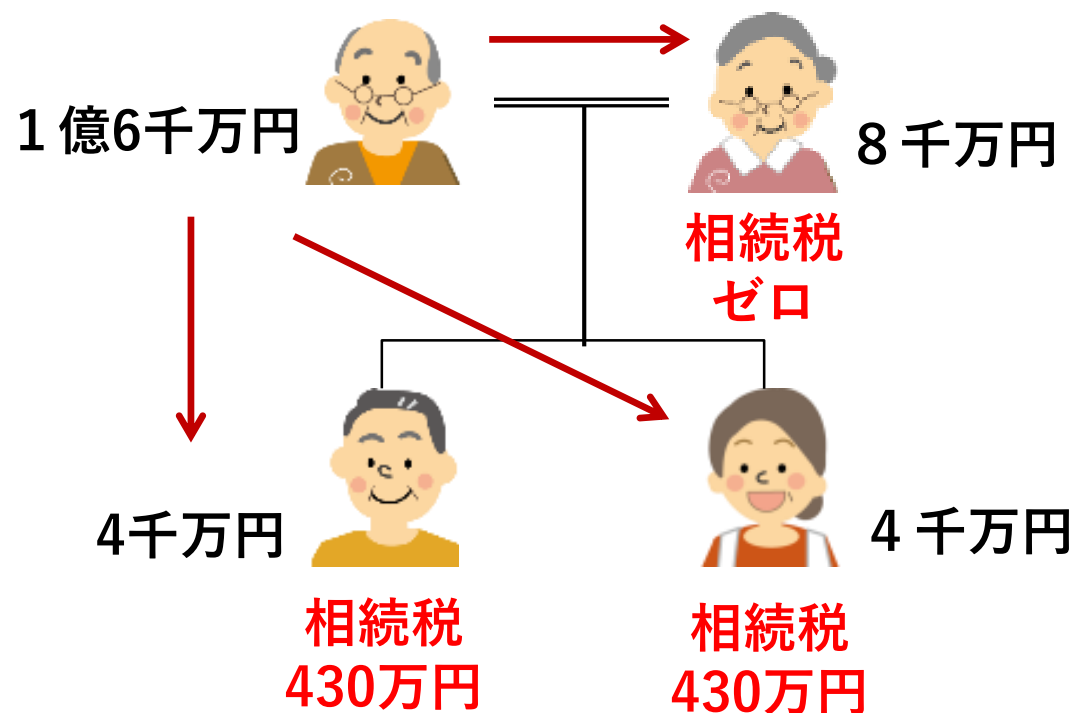


## 2. 配偶者の税額軽減の利用例①

【条 件】 家族構成：ご本人、配偶者、子2人  
ご本人の保有資産：1億6千万円

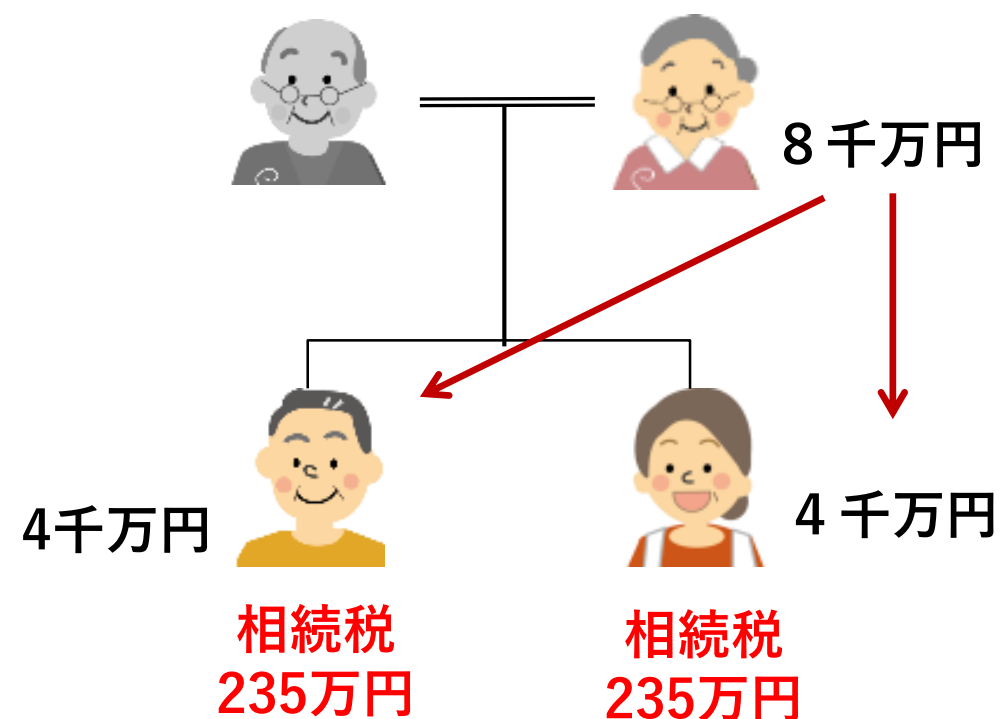
遺産分割：一次相続、二次相続ともに法定相続分で遺産分割を行った場合

### ① 一次相続時



納税負担  
**860万円**

### ② 二次相続時



納税負担  
**470万円**

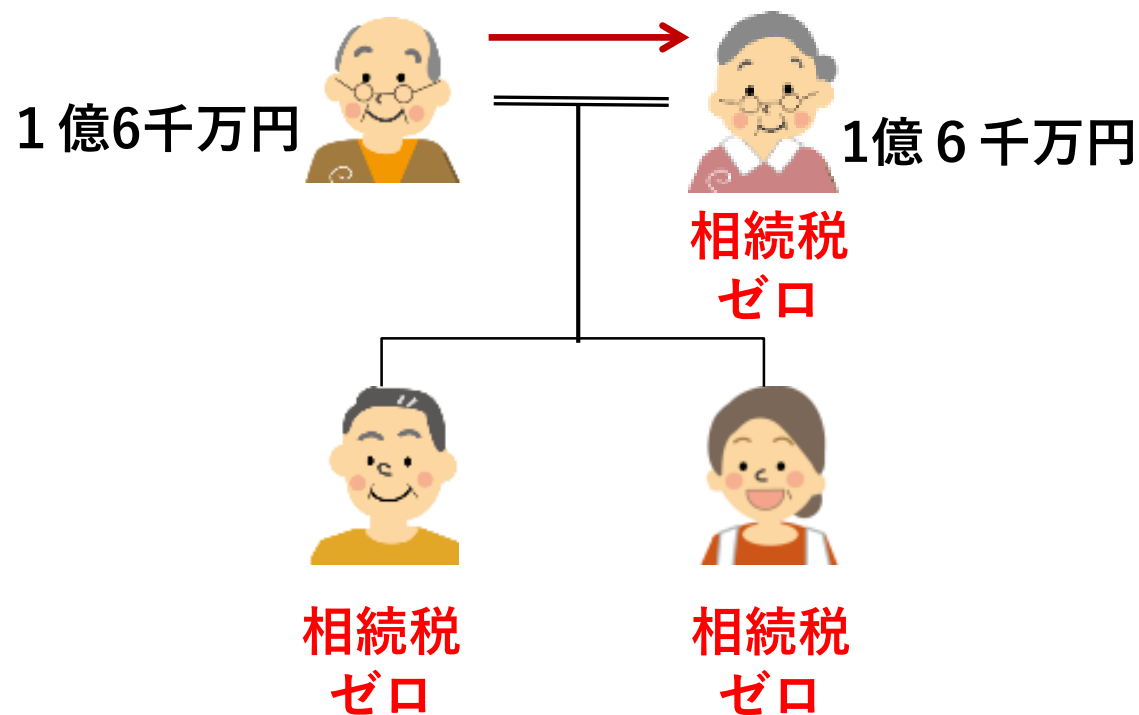
一次・二次合計  
**1,330万円**

### 3. 配偶者の税額軽減の利用例②

【条 件】 家族構成：ご本人、配偶者、子2人  
ご本人の保有資産：1億6千万円

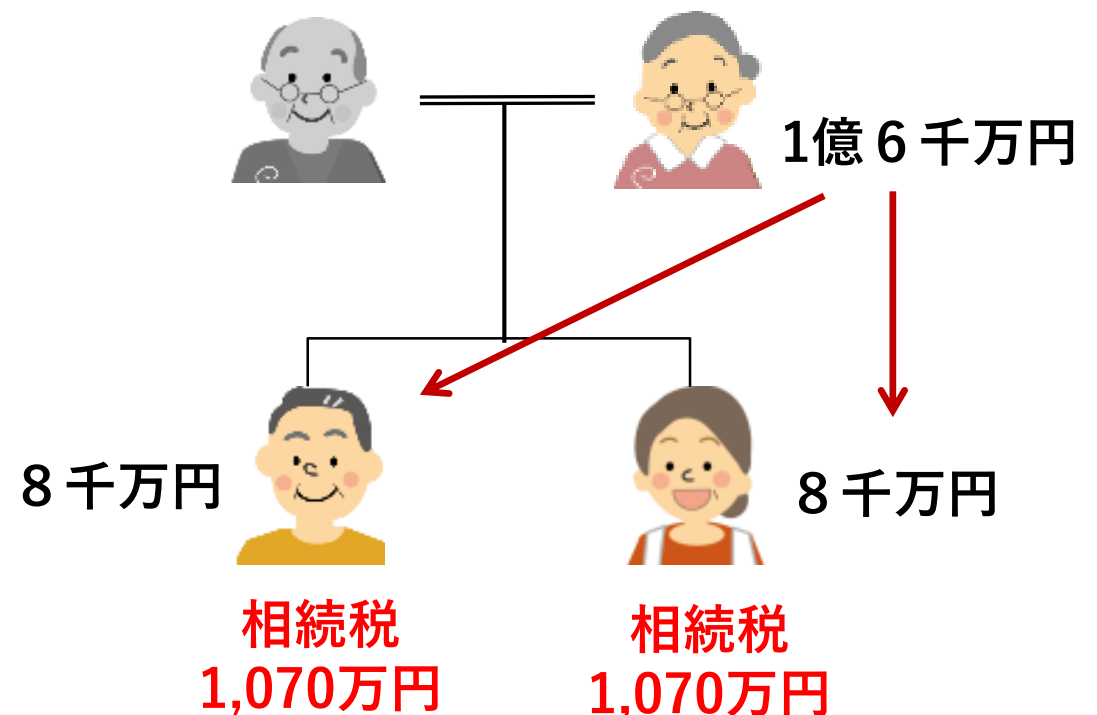
遺産分割：一次相続は配偶者がすべて、二次相続は法定相続分で分割を行った場合

#### ① 一次相続時



納税負担  
**ゼロ**

#### ② 二次相続時



納税負担  
**2,140万円**

一次・二次合計  
**2,140万円**

## 4. 配偶者の税額軽減の留意点

---

### 「配偶者の税額軽減」の活用

- ◆ 一次相続時の遺産分割
- ◆ 配偶者の固有資産
- ◆ 一次相続後の財産の使用予定
- ◆ 相続対策の予定                      等

⇒ 効果は異なります

### ■ 一次相続+二次相続の税負担を考慮して検討

### 【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

### 【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会